

地方公共団体が設置する都市公園における占用の許可 (令和5年3月29日 国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知)

規制改革の内容

措置前

公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとする者は、公園管理者の許可を受けなければならない。

措置

競技会・集会等の催しのため設けられる仮設工作物のうち、一定の条件を満たすものについては、占用許可行為について、指定管理者への委任を可能とする。

効果

イベント主催者等の負担・手間の軽減が図られるとともに、行政事務の簡素化により新たなイベント誘致等に注力することができる。

規制改革の概要

措置前



措置後

